

# 佐久穂町民間賃貸住宅建設補助金について

2戸以上の民間賃貸住宅であって、1戸あたりの床面積が55㎡～70㎡未満は100万円、70㎡以上は150万円を補助します（最大600万円）

佐久穂町の定住人口の増加を図り、良好な民間賃貸住宅の供給を促進するため、民間事業者が実施する居住を目的とした賃貸住宅事業に対し、補助金を交付します。

【助成期間】（事業の認定受付期間） 令和4年5月20日～令和7年3月31日

## 【対象者】

- ・町内に居住を目的とした民間賃貸住宅を建設し、所有者となる法人又は個人  
※個人は市区町村税、法人は法人事業税の滞納がないこと。暴力団員及び宗教法人ではないこと。  
※建築工事施工者は、建築業法第3条第1項の許可を受けた法人又は個人であること。

## 【対象となる賃貸住宅の定義】

- ・賃貸契約に基づき賃借される建築基準法に規定する一戸建て、長屋及び共同住宅
- ・1戸あたりの専用部分の床面積が55㎡以上あるもの
- ・各戸に専用の玄関、トイレ、浴室、台所が設置されているもの
- ・敷地内に住戸1戸あたり2台以上の駐車場が確保されているもの
- ・新築であり、組立式やコンテナハウス等の簡易な建築物ではないもの
- ・上水道、公共下水道等に接続しているもの
- ・建築基準関係法令の基準に適合するもの



## 【交付要件】

- ・建設を行う土地は、佐久穂都市計画区域内であること
- ・2戸以上の一戸建て住宅又は1棟あたり2戸以上の長屋か共同住宅であること
- ・10年以上は賃貸住宅として利用すること
- ・他の補助金等を受けて建設するものではないこと

## 【手続き方法】

### ①事業の認定（着手前）

- ・民間賃貸住宅建設補助事業認定申請書（様式第1号）の提出  
※現況写真、土地の登記事項証明書及び法14条図、賃貸住宅の設計図書、工事の見積書、納税証明書、建築確認申請書又は確認済証、誓約書兼同意書（様式第2号）など必要。

### ②事業の着手（認定から6か月以内）

- ・民間賃貸住宅建設補助事業着手届（様式第6号）の提出  
～事業の大幅な変更がある場合は変更手続きが必要～

### ③交付の申請（保存登記完了後）

- ・民間賃貸住宅建設補助金交付申請書兼実績報告書（様式第7号）の提出  
※建物及び駐車場の完成写真、土地及び建物の登記事項証明書、工事の契約書、工事の領収書、建築確認検査済証、住宅管理に関する書類など必要。

### ④補助金の請求

- ・民間賃貸住宅建設補助金交付請求書（様式第12号）の提出

※詳細は、「佐久穂町民間賃貸住宅建設補助金交付要綱」をご確認ください。

■問合せ先 佐久穂町役場 総合政策課 政策推進係 TEL：0267-86-2553